

就学事務システム（就学援助）の標準仕様作成事業 就学援助事務システム標準化ワーキングチーム（第3回）議事概要

1. 日時 令和3年8月5日（木） 15:00～17:00
2. 会議形式 オンライン会議
3. 出席者 構成員：北村委員、佐藤委員、玉川委員、土屋委員、巴山委員、山田委員、米岡委員、井高委員
事務局：文部科学省修学支援PT、アビームコンサルティング株式会社
4. 議事
 - (1) 第3回全国意見照会の結果概要の説明
 - (2) 標準機能要件に関する協議
 - (3) 標準帳票要件に関する協議

5. 議事概要

○事務局から、第3回全国意見照会の結果概要について説明が行われた。意見交換の概要は、以下のとおりである。

6. 意見交換概要

○No.1の対応方針の②について、申請情報は申請書等に基づいて手入力する想定か。

→紙申請の場合はご認識のとおり手入力が必要になる想定である。一方、申請情報をデータで管理する場合はcsv等のファイルを一括でシステムに登録できる仕様となっている。

○学齢簿システム等から連携した情報と、申請者から提出された申請書の情報との差異を修正することも可能か。

→対応方針の④に記載のとおり、可能である。

○申請世帯に異動があった場合、異動情報は一覧等で確認できるのか。

→住民記録システム等から異動情報を連携された時点で、最新の異動情報が確認できる仕様になっている。

○No.1の対応方針③において、住民記録システム等から連携する情報と申請情報との差異がある場合に、反映する・しないを選択して反映できるとあるが、差異は項目ごとに処理できるのか。例えば、氏名と住所の項目それぞれに差異がある場合、住所だけを修正するといったことが可能か。

→可能な想定である。

○現行システムでは、異動情報が連携される際にポップアップが表示され、その情報を反映するかどうかが選択できる仕様になっている。標準準拠システムでは、このようなポップアップによる通知が実装されるのか。若しくは、メニュー画面等から異動情報を確認するような操作が必要になるのか。

→現状ではポップアップによる通知については要件化していない。このような操作性に係る要件は標準仕様書に定めず、各ベンダが創意工夫で実装する要件となる。そのため、ベンダのパッケージによって具備されるかどうか異なる想定である。

○申請情報は連携する異動情報に基づいて自動で上書きされるのか。

→審査に用いる申請情報が自動で上書きされることはない。住民記録システム等から連携する異動情報は、申請情報に反映するかしないかを選択できる仕様としている。

○認定基準額の算定に生活保護基準額は用いておらず、世帯人数ごとに固定した認定基準額を用いている。現行仕様はこのようなケースにも対応しているのか。

→現行の仕様において認定基準額は任意の値も設定できるため、対応できる想定である。

○認定基準額の算定式について、生活扶助費及び低減率以外に、冬季加算、期末一時扶助等も個別の計算が必要である。当該の計算に月額を用いるか、年額を用いるかは自治体によって異なると思われるが、標準仕様書にあらかじめ明記しなければ、ベンダによっては自治体の計算式に対応できないということになるのではないかと。

→月額を設定している自治体もあれば、年額で設定している自治体もあると想定されるため、どちらにも対応できるように整理を行う。参考までに、月額を用いる場合の計算式はどのようになるか。

○「生活扶助（第1類+第2類）+冬期加算+期末一時扶助+教育扶助（基準額+学校給食費）×12×1.3（※冬期加算は12分の5、期末一時扶助は12分の1を乗じる）」という計算式を用いている。

○認定基準額の計算式は生活扶助費の項目一つとっても自治体によってばらつきが大きい。また、認定基準額を複数持ち合わせる自治体も存在すると思われる。そのような状況の中、標準仕様書で計算式まで定義すると、対応できない自治体が多数出てしまうことが懸念される。計算式まで厳密に定めることは避けた方がよいのではないかと。

→認定基準額の算定式に係る要件は、第三回意見照会の結果も反映した上で、各自治体に対応できるよう網羅的に定める必要があると考えている。一方で、自治体独自のサービスという観点から特殊な計算方法を採用している自治体への配慮も検討する必要があると考える。

○基本式の「生活保護に準ずる基準額」のうち、「その他任意の値」は特定の条件によって算出する値にも対応しているのか。例えば、同一世帯に高校生が含まれるか否かを条件に規定の値を設定するケース等には対応するのか。

→現行仕様でマスタ管理を用いることで、年齢ごとの値設定に対応可能な想定である。例えば、高校生であれば15歳から18歳までの世帯員と、それ以外の世帯員とに分け、前者に規定の値を設定し、後者に0円を設定する等の対応がマスタ管理で可能である。

○当年度において、はじめに前年度分の所得で認定を行い、その後、当年度分の所得が確定した時点で再度認定を行うことは可能か。

→認定の際に用いる認定基準額は年度ごとに変更できる仕様であり、所得情報も年度ごと連携できるため可能である。

○対応方針に「認定区分の考え方を、用語集や備考等で補足する」とあるが、オプション機能等で対応するようなイメージか。

→現行仕様で、複数の認定区分を管理しそれぞれの認定区分に応じて認定を行うことは可能である。対応方針の意図としては、ご意見を提出された自治体のように準要保護でも複数の認定区分を用いている自治体向けの補足として用語集や備考等で説明を行うということである。

→提出必要書類の表示に関する運用に関するご意見を伺いたい。

○自治体への税申告以外では、紙で提出された課税証明書をシステムに手入力している。最新の税情報は6月頃に確定することもあり、申請時に提出が必要となる情報（税情報・課税証明書）は個人によって変わる。

○他市転入者は税情報および課税証明書の写しを提出している。

○課税額証明書および源泉徴収票を提出してもらう。1月1日時点で他市在住のケースでは、他自治体から税情報提出をしてもらう必要があるのではないかと。記載方法を固定にするのか、個人に合わせて記載を選択するのは自治体の判断に委ねるのが望ましい。

→提出必要書類および提出先は、自治体で変更可能な項目として設定している。提出必要書類に関する書き分けは固定文言なのか、不足情報によって印字を変更しているのか、各自治体の事例を参考までにご共有いただきたい。

○申請時に税情報の不備によって保留となっているパターンと、所得の基準が超過していて認定が保留になっているパターンがある。後者は、他情報の提出によって判定結果に変更が生

じる可能性があるためその旨の案内を別途システム外で通知している。それぞれ、保留理由が異なるため、それに合わせた文言を印字している。税情報の不備の方は、その原因として1月1日に他市在住のためなのか、税申告をしていないためなのかは、当自治体のシステムの現状の機能では判別できないため、その原因を特定したような記述はできていない。

○システム外対応として、必要書類をエクセルで別途管理し、通知文を出力している。

○システム外で対応している。

→システム出力するか、システム外対応かを検討する。保留通知のサンプルを提供いただきたい。

○了解した。

→兄弟姉妹で異なる口座情報を保持する場合への対応可否について、ご意見を伺いたい。

○世帯ではなく、父母それぞれに申請権があるため、世帯出力も申請者の親によって申請・出力を行うことも選ぶことができる。申請元の保護者宛に送付しているため、口座も同一帳票内で複数印字をする運用は想定していない。

○兄弟姉妹を父母の口座でそれぞれ分ける事例の場合、同一世帯ではなく世帯は既に異なるのではないかと推測される。世帯が同じ場合は世帯出力のため、兄弟姉妹間でも同一口座とするよう当自治体では運用している。自治体によっては児童ごとに帳票管理をしていると推測されるため、世帯出力と両方に対応することが望ましい。

○世帯ごとの申請ではなく学校ごとの申請として運用している。したがって、同世帯で複数児童がいるケースでも、小学校・中学校で別の申請となるため、同一世帯でも別口座として取り扱う事例はある。

○以前、姉妹間で別口座支給のケースがあり、該当児童生徒は現在も当自治体に在籍していることから、本要件への対応が望ましい。

○個人単位の申請で運用しているため、同一世帯内で異なるケースはある。また、学校の預かり金口座を登録する際、小学校用・中学校用で異なる口座を申請した結果として兄弟間で口座が異なる場合はある。

→ご意見を踏まえ、対応方針を検討する。

→「支給予定額（合計）」印字要否についてご意見を伺いたい。

○項目は削除してほしい。事前に通知した支給予定額と実際の支給額および支給通知書の示す支給額が異なるケースが予想されるため、不要な情報を住民に伝える必要はないのではないか。

○支給対象となる費目の説明は記載しているが、金額は印字していない。追記する内容は上限費および支給予定額の印字のみで問題ないのではないか。

○支給予定額は印字していない。前回検討時では任意項目としたため、認定通知の送付時に支給金額の通知を行っている自治体にヒアリングを行うべきと考える。

○郵送料のコストカットを目的として支給通知を別途送付していない自治体もあると推測されるため、項目としては必要であるが、任意項目とすべきだと考える。また、現在提示されているレイアウトでは、非表示時に枠が残って不便になるのではないかと懸念している。

→「支給予定額（合計）」の項目はマスタ管理で自治体ごとに設定できるよう記載している。支給内容を認定通知に記載している自治体にもご意見いただきたい。

○一般的に学校に1年通う児童生徒を想定した支給予定額を記載している。実支給額と異なるケースもあるが、運用上変更できない。支給時の通知は送付していないため、保護者が実支給額を知ることができるのは銀行振込時になるため、支給時期に保護者からの問い合わせが増加する。認定通知時に支給金額を正確に印字することは難しいが、支給予定額は印字したい。

→帳票サンプルをご提供いただきたい。

○了解した。

→ご意見と帳票サンプルを踏まえ、検討する。

→「支給予定時期」は印字項目としていないため、ご意見いただきたい。項目の内容は費目別

の支給目安時期であり、支給日は印字できないため「〇年〇月～〇年〇月」といった印字になると想定している。

○費目で支給時期が変わらないのであれば、支給時期を1か所に印字する形で十分ではないかと思うが、意見元の自治体の運用を制限する可能性がある場合は理由を確認すべきである。

○支給通知を送付しておらず、現在の運用でも支給時期に関する問合せが多い。現行の運用では9月または3月の支給である旨を記載している。記載が削除されると問合せ増加が懸念される。

○費目ごとに支給予定時期を記載したいと推測されるが、年2回で振込時期が決まっているのであれば、各費目の支給がどちらの支給時期で支給となるのか分かる記載があれば問題ないのではないか。

→ご意見を踏まえ、検討する。

→学校を識別するコードとして、文科省の指定する学校コードを項目追加する方針とした。

○整理番号・申請番号の付与方法の想定を共有願いたい。整理番号に学校コード同様の学校情報が含まれるのであれば不要であり、含まれていない場合は必要になる。

→現在は学校コードと申請番号は連動していないと想定している。

○学校コードは文科省指定のコードとする理由は何か。

→検討会からの意見であり、自治体固有で付番している学校番号は全国的なデータ利活用を将来的に見据え、文科省指定の学校コードとする方針とした。

○文科省指定コードに関し、学校の合併が行われる際は新たな文科省指定コードがいつ通知されるのか。

→詳細を確認の上、回答する。

→兄弟姉妹間で認定日が異なる場合の対応に関してご意見をいただきたい。

○論点：兄弟姉妹で異なる口座情報を保持する場合への対応可否」と同様、システム全体として世帯でも児童生徒個人でも管理できるよう対応すべきと考える。その上で、個人管理の対応は比較的实施しやすいと思うが、世帯管理の際は、情報の登録や修正・更新、各帳票への反映について、どの情報を世帯で共有して、どの情報は個別管理（一方の情報の更新に連動しない）とするか等、自治体ごとのルール設定に対応できるようにする必要がある。

→両方に対応できるよう、ベンダへの確認を踏まえて定義する方針とする。

→新入生という区分で学年別管理を行っているか、情報をご共有いただきたい。

○新小1、新中1として管理し、EUCでも集計できるよう運用している。

○新一年生の入学前支給時、保護者には通知しないが、システム上では0年生として現1年生と区別している。

→現1年生と新入学生を分けて管理する方針で検討する。

→印字の対象となっている支給費目について、本会議後に標準表示項目数を共有いただきたい。

○了解した。

→児童生徒単位での合計額の印字要望があったが、学校支払額を除き、保護者支給費目・額のみ表示する変更案を協議したい。

○保護者の視点では実際の支給額を知る必要があり、学校支払額を削除すると全体の支給額が把握できないため、望ましくない。また、当自治体では詳細な費目別の額は印字していないが全体額は印字している。通知のスペースの都合もあり、それがよいとは考えていない。

○制度趣旨を考慮すると、学校支払額が不明となると問題ではないか。当自治体では充当額を記載している。

○保護者に支払を行う度に支給通知を発行している。また、年度末に個人明細支給書としてどの費目でいくら支払ったかをまとめて通知している。

→ご意見を踏まえ、検討する。

○区域外学校に対する「所要額調査票」について、当自治体ではシステム外で対応している。
その他にもシステム化を要望する意見がある場合にどう対応するか。
→システム化する理由や意義がなければ、システム外対応とする方針としたい。

○帳票No. 27「転出先自治体連絡票（新入学児童生徒学用品費支給済み通知）」について、仕様書案で示されている印字項目と比べると、当自治体の運用における項目数は細くない。各印字項目は学齢簿の情報を利用することができる想定か、新規に自治体で確認すべきという認識か。
→現在収集していない情報を印字する運用は難しいため、再度検討する。

○文字切れ対応において、何文字以上の文字切れで通知するか等、アラートの基準は定義されるのか。
→文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や未登録外字が含まれる場合を条件に出力される分類1帳票を新規で追加する方針とする。

○就学奨励はスコープ外との認識だが、現行運用では同一システムを利用する自治体は多い。スコープ外対応となる場合、今後の情報の取り込みはどう対応されるのか。
→スコープ外は定義をしない。そのため、現在就学奨励と就学援助が一体化したパッケージを提供しているベンダにおいては今後も同様の対応となるのではないかと想定している。

○マイナンバーを利用する機能を実装する際、条例変更を行う必要があり、議会に向けた説明となる理由付けが必要である。オプション化とできない理由または必須化の理由はあるか。
→実装必須の機能は、マイナンバー利用の機能を実装することで必須であり、マイナンバー利用の判断は自治体に委ねられている。

○マイナンバーを保有できるシステムを持つこと自体が個人情報保護条例等で問題となる可能性がある。利用しない機能を実装する理由が議会で理解されないのではないか。
→オプション化するとパッケージに実装されない可能性があることから、政府全体の方針として全ての標準仕様書に定義している。

○今後、就学援助が番号法の定めになる等の対応予定はあるか。その場合、自治体の対応が容易になるのではないか。
→現状では詳細を検討していないが、今後検討していきたい。
○自治体の対応に関わるため、情報提供は早めに頂きたい。
→了解した。

○説明が短い箇所は内容の理解が難しいためFAQ対応が望ましい。FAQはいつ公開されるか。
→第1回・第2回意見照会で多く挙げた意見への対応、補足説明としてFAQを作成したため、標準仕様書においても最新のFAQを添付する想定である。